# 平成30年3月 大竹市議会定例会(第1回)議事日程

## 平成30年3月13日10時開会

日	程	議案番号	件	名	付	記
第	1	成木田 7	会議録署名議員の指名	<b>7</b> Н	1.3	μЦ
第	2	議案第 1号	平成30年度大竹市一般会計	予 <u>管</u> — —	1	
第	3	議案第 2号	平成30年度大竹市国民健康任			
第	4	議案第 3号	平成30年度大竹市漁業集落打			
第	5	議案第 4号	平成30年度大竹市農業集落打		   一般質	問及び
第	6	議案第 5号	平成30年度大竹市港湾施設等	<b>管理受託特別会計予算</b>		質 疑
第	7	議案第 6号	平成30年度大竹市土地造成物	寺別会計予算	<u> </u>	括)
第	8	議案第 7号	平成30年度大竹市介護保険物	寺別会計予算		
第	9	議案第 8号	平成30年度大竹市後期高齢	<b></b>	予算特	前別委
第1	0	議案第 9号	平成30年度大竹市水道事業	会計予算	設置・	付託
第1	1	議案第10号	平成30年度大竹市工業用水道	道事業会計予算		
第1	2	議案第11号	平成30年度大竹市公共下水流	道事業会計予算 一		
第1	3	議案第13号	大竹市阿多田防災コミュニ	ティグラウンド ー	(原案	可決)
			設置及び管理条例の制定に	ついて		
第1	4	議案第16号	大竹市手数料条例の一部改立	Eについて	(原案)	可決)
第1	5	議案第17号	大竹市営土地改良事業経費與	武課金徴収条例の一	(原案)	可決)
			部改正について			
第1	6	議案第18号	大竹市マロンの里設置及び	管理条例の一部改正	(原案)	可決)
			について		一総 務	文 教
第1	7	議案第27号	大竹市消防団員の定員、任何	色、給与、服務に関	(原案)	可決)
			する条例の一部改正について	<b>C</b>		
第1	8	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理	里者の指定について	(原案)	可決)
第1	9	議案第34号	平成29年度大竹市一般会計	甫正予算(第5号) 一	(原案)	可決)
第2	0 2	議案第29号	大竹市三倉岳県立自然公園の	木憩所の指定管理者	総 務	文 教
			の指定について		(原案)	可決)
第2	2 1	議案第14号	大竹市指定居宅介護支援等の	の事業の人員及び運 一	] (原案)	可決)
			営に関する基準を定める条件	列の制定について		
第2		議案第15号	大竹市税条例等の一部改正に		(原案)	
第2	2 3	議案第19号	大竹市ひとり親家庭等医療	<b>貴支給条例等の一部</b>	(原案)	可決)
			改正について			
第2	2 4	議案第20号	大竹市特定教育・保育施設		(原案)	可決)
			事業の運営に関する基準を行	<b> E</b> める条例の一部改		
£4* ·			正について	locat>	, — · ·	>>
第2	2 5	議案第21号	大竹市国民健康保険条例の-	一部改正について	(原案)	可決)

第26	議案第22号	大竹市介護保険条例の一部改正について	(修正可決)
第27	議案第23号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、	(原案可決)
		設備及び運営に関する基準を定める条例等の一	
		部改正について	
第28	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	(原案可決)
第29	議案第25号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内におけ	(原案可決)
		る建築物等の制限に関する条例の一部改正につ	
		いて	<b>一</b> 生 活 環 境
第30	議案第26号	大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正につ	(原案可決)
		いて	
第31	議案第28号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ	(原案可決)
		いて	
第32	議案第30号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第33	議案第32号	大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定につい	(原案可決)
		て	
第34	議案第33号	大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定につい	(原案可決)
		て	
第35	議案第35号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予	(原案可決)
		算(第2号)	
第36	議案第36号	平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算	(原案可決)
		(第2号)	
第37	議案第37号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算	(原案可決)
		(第3号)	
第38	議案第38号	損害賠償の額を定めることについて -	(原案可決)
〇会議	こ付した事件		
		- m , - x = - u , ,	

- ○日程第 1 会議録署名議員の指名
- ○日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託)
- ○日程第13 議案第13号から日程第19 議案第34号(報告・表決)
- ○日程第20 議案第29号(報告·表決)
- ○日程第21 議案第14号から日程第38 議案第38号(報告・表決)

## 〇出席議員(15人)

1番	児	玉	朋	也		2番	末	広	和	基
3番	賀	屋	幸	治		4番	北	地	範	久
5番	西	村	_	啓		6番	和	田	芳	弘
7番	大	井		渉		8番	網	谷	芳	孝
9番	藤	井		馨	1	0番	Щ	崎	年	_
11番	日	域		究	1	2番	細	Ш	雅	子
13番	寺	岡	公	章	1	5番	田	中	実	穂

中曽一夫

加藤

豪

# 16番 山 本 孝 三

## 〇欠席議員(0人)

# 〇説明のため出席した者

〇出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 係 長

307/		市した	_11						
市					長	入	Щ	欣	郎
副		Ħ	Ħ		長	太	田	勲	男
教		官	Í		長	大	石		泰
総	į	務	部		長	政	尚		修
市	民	生	活	部	長	香	Ш	晶	則
健	東福祉	部長兼	<b>東福祉</b>	事務別	長	米	中	和	成
建	İ	設	部		長	坪	浦	伸	泰
上	下	水	道	局	長	吉	畄	和	範
消		ß	方		長	橋	村	哲	也
総務	S課長併信	主選挙管	曾理委員	会事務局	司長	中	村	_	誠
企	画	財	政	課	長	三	原	尚	美
産業	<b>柒</b> 振興課₽	長併任農	農業委員	会事務局	司長	高	津	浩	$\stackrel{-}{-}$
環	境	整	備	課	長	田	中	英	徳
監		理	課		長	豊	原		学
土	;	木	課		長	Щ	本	茂	広
都	市	計	画	課	長	中	司	和	彦
上	下 水	道原	引 業	務 課	長	北	林	繁	喜
上	下 水	道局	引 工	務 課	長	古	賀	正	則
総	務	学	事	課	長	真	鍋	和	聰

#### 10時00分 開議

○議長(児玉朋也) おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

~~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(児玉朋也) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、網谷芳孝議員、 9番、藤井馨議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第2~日程第12〔一括上程〕

議案 第 1号 平成30年度大竹市一般会計予算

議案 第 2号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案 第 3号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案 第 4号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案 第 5号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案 第 6号 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算

議案 第 7号 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算

議案 第 8号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案 第 9号 平成30年度大竹市水道事業会計予算

議案 第10号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案 第11号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長(児玉朋也) 日程第2、議案第1号平成30年度大竹市一般会計予算から日程第12、 議案第11号平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。 3月12日の議事を継続いたします。一般質問及び総括質疑を行います。

11番、日域究議員。

### [11番日域 究議員 登壇]

**O11番(日域 究)** 皆さんおはようございます。市民の味方の日域でございます。なぜか 私だけひとりぼっちできょう一般質問するんですけども、最後までよろしくおつき合いく ださい。

先日の協議会だったと思いますけれども少し発言したことです。そういう意味では若干重複しますが、といいますかきのうトップバッターだった賀屋議員もちょっと引用されました。1月に基地議連という集まりが岩国でありまして、そのときになぜか岩国の福田市長はかなりいろんなお話していただきまして、印象に強く残っております。それをちょっと引用させてほしいと思います。基地議連の会というよりかその後の酒の席ではありまし

た。だから口が滑らかだったのかもしれませんが、岩国駅の橋上化っていう岩国市にとっ て大きな事業だと思いますが、ほぼ完成してますよね。私もJR乗っていきまして、初め てだったんできれいになったなという意識がありました。それでこういうことになったん かもしれませんが、岩国駅の橋上駅化について福田市長はこうおっしゃいました。総事業 費が81億円だった。しかし、岩国市の実質的な財政負担は9億円で済んだ。いたく御満悦 でした。財源内訳もあれですね、全部そこでしゃべってくれましたけど、まず最初に彼が おっしゃったのは防衛のお金は一切使っていません。ただ、岩国市は何でもかんでも防衛 って思われるのが嫌だという気は多分お持ちでしょうから、防衛のお金は使ってませんよ というのをまず最初におっしゃいました。で、実は何かと言えば国交省の社会資本整備総 合交付金、これが9割近く認められたって言ってました。私はその場では仕組みがよくわ からなかったんで一生懸命記憶して帰りましたけど、調べてみると申請額の9割近くが認 められたということだったんだと思います。換算すると81億円をベースに考えたら40億円 ぐらいはこの交付金だったのかなという気がいたします。で残りは合併特例債、岩国市が 合併したのははるか昔ですけども、今もって合併特例債は延期延期とやってですね、まだ 生きてるんですね。それで合併特例債で残りを負担したと。御存じのように合併特例債と いうのは返済額、償還額の7割が交付税措置されますから実質負担は3割ですよね、そう すると私の概算でも大体10億円ぐらいになりますから 9 億円と10億円、若干違いますが岩 国市の実質的な財政負担は非常に軽い、そのそういう軽い負担で岩国駅ができたというこ とだと思います。大竹市は合併してませんから大竹市がそれをそっくりまねするっていう のはこれは無理です。無理ですけども、その前後に国交省のことであるとかいろんなこと を話してくれましたけど、ここまで考えてるんかっていう気がしました。すごくしたたか といいますか、このしたたかさについては大竹市もまねをしなくちゃいけない、そんな気 がいたしました。

それでですね、改めて考えてみると地方自治体の財政運営というのは国が決めた制度の上に乗っかってるわけです。民間の事業で言えば、ある経費が税務上経費で落とせるかどうかっていうのは大きな判断材料ですよね、それで物事決まったりするじゃないですか。同じように財源と言ってもさまざまな財源がある。例えばきのうの、ちょっとここで引用していいかどうかわかりませんが、谷和のソーラーの話においても事業する人間が大竹市にこれだけ税金が入りますよって、そして福祉の増進がどうのこうのっていう話がきのう出てきましたけど、地方交付税というのがありますから税収がそれだけあっても一定割合というかかなりの部分は消えてしましますからね、交付税の減額で。だから民間の人が普通思ってるのとは違うわけですよ。そういうことをよく考えてやらないとこれも全部ルールですから。スポーツやゲームと同じです。ルールを知らないものが負けてしまうんです。その意味で大竹市には苦い経験があります。このことが私の頭から離れないんですけども、大願寺の宅地造成事業です。平成6年ごろからかなり議会の資料引っ張り出して読んでみましたけど、やはりあることが大きく欠落しています。宅地造成事業は国が決めた財政の仕組み、地方財政計画っていうんでしょうけどもその仕組みから外れてますからね。要するに皆さん地方自治体は税金を集めてそれで行政をするわけですけども、その税金を集め

て行政をするといっても、豊かな自治体もあれば、それこそ税収はほとんどないけどもそ こに住民がいて自治体があるというところもあります。そのままじゃできませんから、じ ゃあその不公平を何とかしようっていうのが地方交付税です。大竹市も地方交付税は受け てますね。そうなってくると税収がふえれば、大竹市さんこれだけ税収がふえたんですか ら交付税は少し減らしますよ、いいですよねっていう仕組みになってます。だから努力す るって言っても努力をするスタイルによって努力してもそれが実を結ばないものもあれば、 実を結ぶものもあるわけです。だから宅地造成事業っていうのは宅地造成事業で土地を売 ったりしてそこでお金が入ってそこでペイすればそれでオーケーです。でも宅地造成で土 地をつくりました、それが売れました、で、固定資産税がたくさん入ります、だからそれ で借金返しましょうっていった場合に、固定資産税は入るんですよ、もちろん入りますけ ども、それに見合うといいますか、数字を言えば75%ですけども、その分は交付税が減っ てしまうんです。だから、借金をして土地をふやして固定資産税をふやして、まちを運営 していこうっていうそういう手法は通常の地方自治体においては取り入れないんです。だ から大竹市も当然そうじゃない方法で大願寺宅地造成事業考えたんだと思います。当時は 競艇収入もたくさんありましたから、たちまちは何とかなるというふうに考えたんだろう なという気はしますけれども、いざ事業始めようとした平成12年度から競艇収入はゼロに なりました。そこでどうしたかですけども、もちろんいろんな紆余曲折があって岩国市に 岩国の米軍の事業に土が売れるっていう話が起こったり消えたり、いろんなことがありま したけど、やはり最後は地方交付税のこと考えたら固定資産税が幾ら上がっても、もちろ ん工場ができれば法人関係の税金は入りますけども、何が入ろうとも税収がとにかくふえ ればそれに見合って地方交付税が減るわけですから、そういう議論をしたかっていうとど うも議会の記録からは交付税のこの字も出てきません。当時の市長が県とどういう交渉を したかですけども、交渉っていうのは理屈のこね合いですから大声出したほうが勝ちって いう面もあるかもしれませんが、声が大きかったらいいっていうもんでもありませんよね。 要するに土地が売れなかったら、これこれしかじかで大竹市はこんな大変なことになるん だと。しかも県が1期、2期だっていろんなことを言ううちにどんどん経済情勢悪くなっ てると、そこんとこは何とかしてくれと、大竹市破綻するやないかって言ってですね、全 額じゃなくても一定割合の県の支援は取りつけるべきだったんです。豊田市長は当時、不 退転の決意だったかな、政治生命をかけるだったか忘れましたけど、そう言ってですね、 この場で議会で話してるみたいです。そう言いながら何にもなしで消えたんですから。 127億円の借金を全く大竹市が負担するんですよ。しかもそのための財源って東栄から入 ってくる固定資産税は75%は交付税が消えるという形でなくなるわけですから。たった2 億円、3億円のお金、利息じゃないですか、120億の借金があったら。今まだ33億円ぐら いかな返済したのが。土地造成会計自体はいろいろな操作によっていろいろな物がわかり にくくはなってますけども、大願寺に関係してできた負債のうちまだ返済残ってるのが90 億円以上あるはずです。これ延々返していくわけですから。そのことを考えたときにやは り岩国市と大竹市の彼我の差といいますかかなり大きなものがある。少なくとも今さら豊 田市政のことを言ってもしょうがないんですけども、これからはそういうことがないよう

に気をつけていかなくちゃいけない、すごく感じるんです。

福田さんの話を聞いてぽっと思い出したのが、非常にスケールの小っちゃい話ですけど も、去年12月に新町3丁目の土地を買うっていう予算が補正予算がありましたね。私も賛 成してしまいましたけど、よく考えたらあれは新町ポンプ場がらみの土地ですからこれも 国の交付金か補助金かもらえるだろうなと思います。で聞いてみたら対象にはなってます。 でも今もらう気はないというかもらえる状況にありませんと、そういう話でした。何です かっていうと手順がそこまでいってないわけですね。都市計画決定はしてあるんかどうか 私詳しくは知りませんが、都市計画決定をして事業認可を得て、それで具体化させてそれ から補助金をもらいながら工事を進めていくっていうのが公共事業の通常のパターンだろ うと私は素人ですけどもそんなふうに思ってます。しかし、事業計画ないんですよね。じ や何で土地買うんって。いかにも大竹市があそこの土地を買えば新町ポンプ場の事業をい よいよ前進させ始めたというふうなイメージを与えるかもしれませんけど、それ違います からね。何で事業の絵をかく前に土地を買う行為に走ろうとしてるのか、そこを私は聞い てみたいんです。あそこの雨水か、あれを小瀬川に水を出すだけでも、小瀬川を管理して いるのは国交省ですから国交省がいいよって言わないと水出してはいけないんですよね。 そんな話も今からって言うんです。そしたらそういう水面下の事務手続を進めてそれから でしょう。さっきの大願寺の話もそうですけど、やっぱり用地買収までには準備があるじ ゃないですか。何かつまみ食いのように1カ所だけ土地を買っても前に進むわけじゃない。 ましてやあそこは40年ぐらい前に土地買ってますよね。7,000万円ぐらいの評価で、8,000 万円ぐらいかな、評価で土地開発公社の試算の中に上がってますけども、あの昔に、それ こそ無責任に買ってそれをずっと借金ですからね。利息だけ払っているんでしょうけども。 あの反省があるんであれば今回だって土地だけを先につまみ食いするような買い方できな かったはずです。せっかく過去の失敗があって、その学習効果っていうのはどういうふう に生かされてるのかそれを聞いてみたいと思います。それが1問目でございます。公共事 業は大事ですけども、手順を踏んでやっていただきたい。

2問目に移ります。市営アパートの御園2号棟、3号棟の話です。今皆さん引っ越しの最中でばたばたしてるようですけども、いろんな理由があるんでしょうけども岩国大竹道路が2号棟、3号棟の一部にかかるということで、2号棟、3号棟は解体することになりましたよね。それで今ちょうど引っ越し作業のさ中です。立ち退きですからどっかに行ってもらわなくちゃいけない。それで一般のところと言いますか、外部に出ていく人もいれば新しい6号棟に行く人もいれば違う市営住宅に転居する人もいます。その解釈ですけども、立ち退きですから最大限のサービスをしてくれるのかなと思いますが、もちろん立ち退き費用とかそういうものは出るんでしょうけども、改めて新規に市営住宅に入居するように全ての手続、特に厄介なのが連帯保証人らしいんですけども、所得要件があって所得証明をつけた、しかも印鑑証明をつけた、連帯保証人届っていうものを要求してるというふうに聞いてます。もともと連帯保証人っていうもの自体そこまでいるのかという話もありますが、何はともあれかなり苦労して書類集めをしてるやに聞いています。水道料金の滞納がないとか税金をちゃんと払ってるとかそんなものまで要求されてるみたいですけど

も、市営住宅から市営住宅に移るそしてその原因は行政の側にあるわけですから、そんなに四角四面な書類を要求しなくていいと思うんですけども、なぜそこまでするのか尋ねてみたいと思います。何か丸太ん棒を飲み込んだっていう表現がありますけども、四角四面なんですよ。それだけのことじゃないですか。どうもルールを曲解してるというか誤解してるというか、もっと柔軟にできないものかという気がいたします。ただ、ヒアリングのときに私が書類がそろわなかったら転居できんのかって言ったら、課長はそんなことはありませんって言われたんですよ。この差異はどこにあるんです。そんなこと外部には言ってませんよね、言ってることとやってることといいますか、全然難しいことじゃないんですけども、方針を決めてそれをきちんと公表して、このようにやってくださいねって言ったら円滑に進むんですけど、みずから厄介なことを言ってあとの調整に窮しているというふうに思います。余りにも今の都市計画課のやり方は私は幼稚というかみじめというかそんな気がしますけども、改めてどういう方針でやってきてこれからどういうふうにするのかお尋ねしたいと思います。

3番目にいきます。これきのう大井議員が質問されましたけど、ちょっと趣旨をかえて ますけど民間の仕事ですよね。民間の仕事に対して公がどのように関与していくかってい う角度からこう聞いてみたいと思いました。私、連立方程式っていう考え方が好きなんで すけども、大竹市の市営住宅のガスの問題、LPガスですけども、これ大竹市が持ってる 市営住宅という建物というかそこを舞台に、ガスを売る業者と買う入居者というものがそ こにかかわってくるわけです。大竹市役所っていうのはその場所を提供している立場です。 その場所を提供している立場がどのぐらいの責任とか権限とかがあるのかなっていう問題 なんですけども、もう1つは谷和のソーラーです。これは民間の業者がやることですから 大竹市とは直接関係ありませんよね。ただ、開発行為というものがありますから、林野開 発については広島県が許認可権をもってると思います、大竹市においては。それが大竹市 とどういう関係にあるのか知りませんが、谷和については大竹市の課長さんが何度か知り ませんが、何名かもよくわかりませんが、説明にあそこまで赴いてるわけです。市営住宅 のガスについては全然避けてますよね。当事者が話にいったらもちろん話ぐらいしてくれ るんでしょうけども、自分たちは関係ないという感じで避けてるんですけども、民間の事 業に対して公が関与する基本的な考えっていいますか、そういうものがやっぱり根っこに ないと物事は一貫性がなくなりますよね。テレビがきょう森友学園ばっかりやってますけ ども、基本的な理念が崩れるとあっちこっちにそごが出てきて収拾がつかなくなるという ふうに思います。皆様が、市職員の皆様が公務を遂行する上での基本理念というものがあ るんであればそれを踏まえた上で御答弁をいただきたいと思います。

済みません、私原稿書いてきたんですけども読まずに勝手にしゃべってしまいましたんで、若干答弁とずれが生じるかもしれませんが御容赦ください。

以上壇上での質問を終わります。よろしく御答弁ください。お願いします。

〇議長(児玉朋也) 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長(入山欣郎) 過去の全てが現在になっております。過去のいろんないきさつ等について考察することは大変大切でございますが、私は過去の皆さん方が決断されたことに対してはそれを受け入れた上で、これから発展を目指してまいりたいというふうに考えております。

それでは日域議員の御質問にお答えいたします。1点目の新町雨水排水ポンプ場等の整備にかかる財源についてです。議員御指摘のとおり、本市が実施する公共下水道事業、道路事業はいずれも国の補助金、社会資本整備総合交付金を受けることが可能な事業であり、事業の実施に当たっては国の補助金等の財源を最大限に活用するよう努めているところでございます。しかし、国の補助金を受けるには具体的な計画の策定や予算要望などが必要ですので、補助金が交付されるまでには通常数年間を要することとなります。今回の案件に関しましては、新町3丁目地区において緊急車両や市民の皆様の避難路を確保するため、過去に道路事業を進めてまいりましたが、14年前に関係者との協議が整わず用地買収を断念した経緯がございます。このたび、この長年の懸案が解消できるとの情報をいただき、この機会を逃すべきではないと考え土地買収の可能性や財源状況を総合的に判断し、現時点で最も有効と考えられる手法で事業を実施する結論をしたところでございます。

続いて市営住宅御園2号棟、3号棟の解体に伴う転居者の連帯保証人の選定についてで す。本市の市営住宅に入居する際には大竹市営住宅設置及び管理条例に基づき、連帯保証 人2名の連署を求めております。ただし、特別の事情があると認められる方については連 帯保証人の選定を要しない旨を規定しており、その要件を市営住宅連帯保証人免除事務取 扱要領に定め、一定要件を満たす場合に限り連帯保証人を1名ないし2名免除できること としております。市営住宅間での移転の場合、その理由にかかわらず手続上は一旦退去し た上で新たに入居していただくことになります。そのため、通常の入居手続と同様に連帯 保証人2名の選定を求めることが原則的な取り扱いとなります。また、現在の市営住宅の 入居時に提出された連帯保証人届の転用につきましては、新たな市営住宅への入居に伴っ て住宅使用料等が変更となり連帯保証人の補償対象も異なるものとなることから、改めて 届け出をしていただく必要があると考えております。しかしながら、このたびの入居手続 を進めていく中でさまざまな事情から、どうしても連帯保証人の選定が困難との相談がご ざいました。入居者の皆様の生活の安定を第一に考える中で今回の移転が公共事業による ものであることから、道路事業や建てかえなどによる移転で連帯保証人の選定が困難かつ 市営住宅への入居が適当と認められる場合には、連帯保証人の選定を免除できるよう取扱 要領を改めたところでございます。

最後に、民間事業に対する職員の対応についてです。大井議員への答弁と重複いたしますが、谷和地区の太陽光発電事業計画は民間の事業者が独自に進められる事業でございます。市が今事業を推進する意図をもって住民の皆様に働きかけるものではございません。しかしながら、明確な説明がないままに現地調査が進む中で不安に思われた地元から現状を把握したいとの相談を受け、住民の皆様の不安軽減に努める必要があると判断したため事業者から聞き取った情報をお伝えするために関係課が地元に赴いた経緯がございます。また、事業者に対しては地元への丁寧な説明など誠実な対応に努めるよう伝えているとこ

ろであり、今後も行政として必要な対応を行う考えです。

市営アパートのLPガスは入居者個人がガス供給事業者と契約を結んでいるもので、事業者の変更等に伴うLPガス供給契約の解約については消費者の自由な意思に基づいて、自己責任で判断されるものでございます。しかしながら市営アパートの場合、入居者個々による契約とは言え、配管等の設備を団地内で共有しているため、契約変更などは入居者全員の統一された意志に基づいて協議していただく必要がございます。昨年一部の市営アパート入居者からガス供給事業者の選定や価格交渉を行いたいとの申し出があり、同様の回答をさせていただいております。民間事業と行政のかかわりについては行政が民間を指導、制限するものもあれば民間の力を借りて行政運営を推進するものであります。また、公が介入すべきでない案件もございます。これらを一くくりにして統一した行動原則を示すことは不可能ですが、市民の皆様の安心、安全、幸せ感といった観点から個々に必要性や優先度を判断しながら行政としての役割を適切に果たしていきたいと考えております。以上で日域議員への答弁を終わらせていただきます。

### 〇議長(児玉朋也) 日域議員。

## O11番(日域 究) ありがとうございました。

最初の質問ですけど、もちろん国がいろんな面で補助金をたくさん、たくさんといいま すか、いろんな場面で補助金の制度もってるともいますから。担当課の皆さんはそれをい かに上手に使おうかと思って日夜頑張っておられることは大原則としてはよくわかります。 ただ、私思ったのは岩国の福田市長が私の真ん前で熱弁をふるってくれたっていうことが 1つありますけども、前から思ってるのが新町の郵便局前交差点っちゅうかな、いわゆる 青木線の入り口ですけども、狭いじゃないですか。皆さんあれ何とかしたいと思っておら れるみたいですけども、平成22年まで課長した人がかなり詰めた段階まで話をしたんだっ ていうふうにおっしゃってましたけど、それから10年近く、8年かな7年かたちますけど も進捗してませんよね。それはそれでしょうがないんですよ、相手がいることですから。 ただ、たまたま利害関係があるような人とこの最近会う機会があって、全然様子が違うん ですよ。その辺から含めて言えば解決するじゃんっていう気がするんですけども、言い方 かえたら、皆さん土地の買収ってそんな単細胞でいく話じゃありませんから、どういう手 順を踏んでやってるんかなって。将を射ようと思えば馬を射よっていう話がありますよね。 世の中ってそういうもんですから単に将のとこ行って土地売ってください、こんだけ売っ てください、家の前をちょん切らせてくださいって、切らせてください、あとは知りませ んてそんな交渉をやって成り立つわけがないですよね。成立しませんよね。それで土木課 長は仕事したつもりになっとるんかって、そこはそれを絡めてみたときに今回の新町の話 も今回買おうとした土地の中にポンプ場用地もあるけども、ポンプ場用地というよりかそ れも含めた道路部分があってその道路部分をちょっとそれを確保できたら道路が、何て言 うんですか、こうぐるぐるっと回って通れるようになりそうだと、それで消防も入れるし 救急も入れるしよくなるだろうってそれは私十分理解できます。十分理解できますけども、 そのためにさっき市長が言われた何年かに交渉が決裂してそれで終わってしまってたと。 それが今回広めに買うことによってそこも手に入るかもしれないから買う決断に至ったん

だっていうのが市長の答弁だと思います。それはそれでよく理解できます。理解できますけども、道路の部分だって何とか交渉できるんじゃないですか。そういうふうな行政にとってかなりのこう、何て言うか、本来の理想的なやり方から見たときに余分な経費がいったりあるいはもらえるべき交付金がもらえない状態での決断に至ったり、そういうマイナスのことを極力避けてほしいんですよ。さっき言った過去の話を今さらどうしろって私も言いませんよ。過去の話はいいことも悪いこともあります。それは次への経験としてあしたから先、生かしていきゃいいんわけですから。過去のこと嘆いても喜んでも、それは愚かなことです。そう考えたときに何か足りないもんがあったんじゃないかなと思って、今どうこうしろとも言いません。言いませんけども、やはり交渉っていうのは大事なことですし、交渉っていうのは極端に言えば市役所がどんだけ信用されてるかっていうことでもあります。そういう意味でこれから大竹市も厳しい状況ですから、さっき言いましたけど。しばらくの時間、相当長い間において厳しい財政が続くと思いますけども、その中においてそれ以上の、それ以外のマイナス面を発生させないようによろしくお願いしたいと思います。それで最初の質問を終わります。

今のやつ御答弁があったらお願いいたします。

次、市営アパートの件ですけども、今市長の御答弁ありがとうございます。公共事業で立ち退くなんてことは多分木造の平家の建物の場合は知りませんけども、ああいう鉄筋コンクリートのいわゆる市営アパートといわれるものが公共事業のために立ち退きになったっていうケースは過去にないと思います、大竹市においては。だからルールがなかったのかもしれませんけども、取扱要領か何かがあるんですか、さっきメモが追っつきませんでしたけど、保証人が2人いるっていう大原則があってそれ以外の特別な事情がある場合にいろんな手続を簡素化する、書類を要らないようにするっていう取り扱いのルールがあって、その中でこういう場合はこうだとか2名あるのを1名でいいとか2名だけどゼロでいいとかいろんなことを決めてるような、取り扱い要領とおっしゃったかどうか記憶にありませんが、それを改めたって言われましたよね。改めたのはいつであってそれを改めたっていうことを公表してるかどうか教えてほしいんですけども。別にこれ個人、プライバシーにかかわる問題じゃありませんから取扱要領を改めたんであれば、それはいつの出来事なのか教えていただきたいと思います。

#### 〇議長(児玉朋也) 都市計画課長。

○都市計画課長(中司和彦) 今お話がありました連帯保証人免除事務取扱要領でございます。これまでも要領に基づきまして、建てかえ等に伴い市営住宅に特定入居をされる場合については一定の条件のもと1名ないし2名連帯保証人が免除できるという規定を設けておりました。しかしながら、今回市営住宅の建てかえ等に伴って他の市営住宅に移転を余儀なくされたという入居者について連帯保証人を選定することがどうしても困難であると、かつ公営住宅法の趣旨にかんがみて市営住宅に入居することが適当であると判断される場合ついて連帯保証人を免除することができるというふうに改めております。これは平成30年2月26日付で改正をいたしております。

以上です。

- 〇議長(児玉朋也) 日域議員。
- O11番(日域 究) 当事者は知りませんよね。ちょっとその書面を出してもらえませんか。 2月26日にかえたっていう証拠書類出してください、お願いします。誰も知らないですか ら。何で今になって言うんですか。
- 〇議長(児玉朋也) 暫時休憩いたします。

~~~~~~~ 1 0時37分 休憩 1 1時00分 再開

~~~~~

○議長(児玉朋也) 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

ただいま議員から資料請求がありました件について、議会からの資料請求としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 異議なしと認めます。よって議会からの資料請求といたします。 ただいまの資料について職員をして配付させます。 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 配付漏れなしと認めます。補足説明ありますか。都市計画課長

**〇都市計画課長(中司和彦)** 済みません、時間がかかってしまいまして大変申しわけござ いません。先ほどの市営住宅連帯保証人免除事務取扱要領ですけども、今お手元に配付し ております新旧対照表のほうで説明させていただきます。これまでも3条2項のほうで公 共事業等移転に伴って特定入居される場合について1名保証人を減にすると、あと病弱等 で就業されていないというふうな要件に該当する場合について連帯保証人を2名減とする というふうにしておったわけですけども、これに加えまして、今回建てかえ等の事業に伴 って市営住宅に特定入居しようとするものについてどうしても連帯保証人を選定すること が困難であると、かつ公営住宅法の趣旨にかんがみて市営住宅に入居させることが適当で あると認める場合について連帯保証人2名免除することができるというふうにしておりま す。この要領につきましては内部の事務等手続を定めるものでございまして、告示等は行 っておりません。今後ホームページ等で公表する予定としております。それで今の状況で ございますけども、公表の状況ですが、今回そういった公共事業で移転を余儀なくされた 方についてどうしても連帯保証人が見つからないんだという申し出があった方について、 直接お話をしてこの要領に基づいて連帯保証人を免除するという扱いをしております。今 そういった連帯保証人の免除について申請をされておる方、申請を手続中の方もいらっし ゃいますし、その手続が終わった方、引き続き連帯保証人を探すんだと言われる方もいら っしゃいます。基本的には連帯保証人について、つけていただくという基本方針には変わ らないんですけども、今回ような形でどうしても見つからないんだという方について、こ

- の要領に基づいて連帯保証人を免除しておるというところでございます。 以上です。
- 〇議長(児玉朋也) 3回目です。日域議員。
- O11番(日域 究) こういうものがあったんですね。今、都市計画課長から説明がありましたけど、ある意味では問題が連帯保証人の話ではなくなってるんです。もう連帯保証人の話は終わりです。例えばこれ、内部だから外部からはわからないわけですね。ここに第4条、市長は前項の規定による申請があったときはって誰が申請します。法治国家ですよ日本は。こういうことが公開してあるものに無ければ誰がこれ申請するんですか。皆さんとれとれって言うけどとれんで困っとるんですよ。誰が申請します。できるわけないじゃないですか。内規と公開してある法律とか条例とか違いますよ。それをわからん人間が課長やっとるんですか。
- ○議長(児玉朋也) 日域議員、もう少しトーン下げてください。
- **〇11番(日域 究)** 優しく言います。議長もわかってほしいですよ。どうやってこれ申請 するんですか。わかりませんよね。内部にあるんですから。この内規っていうやつは変な もんなんですよ。だから内規っていうのはあること自体も言わなくてもいいかもしれない。 対外的に示す文書は対外的に示す。そのかわり外部の人間とやりとりするときには対外的 に示した文書だけを根拠にやりとりしないと、内規がありますって言ったらわけわからん じゃないですか。若干時間を使って内規の問題1つ言います。公営住宅には市長とか知事 とか町長とか権限でもって家賃を減免できるっていう規定が大体どっかにあるんです。広 島県も持ってる、大竹市も持ってる。例えば私前どっかで1回言いましたけど、玖波に県 営住宅と市営住宅が並んであります。県営も市営も基本的には公営住宅ですから公営住宅 法ですから、同じような家賃です。もちろん応能負担ですよ。でも一定額から下に下がっ たときに別途設置者といいますか、市長とか知事が決めた減免規定があるんです。これは 内規なんですよ。だから公表してありません。でも所得が下がったときに玖波で県営に住 んでる人と市営に住んでる人で家賃が3倍も違うんです。調べてみたらその内規が違うん です。こういうこともね、例えば募集しますよね、市営住宅の玖波の何号こうですああで す言うじゃないですか同時にね県営も玖波があいてますよって、住むのは大竹市民ですよ、 大竹市民が選ぶときにどっちがええかねって選ぶときにうちん方は所得はこれぐらいよね って思ったときに内規がわかっていれば、そりゃ安いほう選びますよ。ほかが同じであれ ばね。そういう選択できる、何というかな、選択できるその権限っていうか、そういうあ れがないわけですよ。知らずに入って何で県営が安いんってなるわけですよ。私が聞いた 話じゃ母子家庭は安いよって聞きましたけど、調べてみたら母子家庭じゃありません。内 規です、所得です。そういう何て言うんかな、行政から見たらそれでいいんかもしれませ んが、一般市民から見たときに、わしら県営と市営と両方あってどっちでもよかったんじ やけどねって、あっちたまたま頼んだんよ、そしたら家賃こんな違うんよってそう言われ たら、どきっとせないけんのですよ。どきっとせんなったらもう公務員する資格ありませ んよ。内規っていうのはそういうもんですから。これは都市計画課長が市長にお願いして 変えましょうって言って変えたんでしょ。市長が決めるんですから。それを公表しなかっ

たら外部わかりませんよね、申請できませんよね。これ公表しない、少なくとも関係ない 人間にまで全部言うことはないかもしんないけれど、当該立ち退き該当の人たちに大変そ うなんで、ちょっと市役所の中で相談して、今度いいことになりましたと言ったらいいん ですけど言ってませんよね。この申請ってどうするんですか、書式は。何か物すごく自己 中心的過ぎませんか、余りにね。ちょっとその辺御答弁ください。お願いします。

- ○都市計画課長(中司和彦) 済みません、ちょっと説明が漏れておりました。この要領につきましては2月26日に改正をされておるんですが、ちょっと時間がなかったということでまだ公表はできておりませんけども今後ホームページで公表していく予定です。以上です。
- ○議長(児玉朋也) 日域議員、もう一回許します。手を挙げて言ってください。
- 〇11番(日域 究) それ今の答弁は正直なとこですよね。今からまだ公表してないから今 後ホームページで公表したいっていうのはこれがうそだとは言いません。正直な内容だと 思いますが、そしたらこれはいつから機能するんですか。もうある意味では何となしにこ れ機能してるふうもあるわけですよ。最初は意地でも保証人出せって言ってたのが、何か 最近、いや変わったんやとかですよ、いろんな話があるんですけども、さっきの市営と県 営の所得の低い方への家賃じゃありませんけども、きちんと決めてあることを公表しない から皆さんが断片的な情報をもとに推測するんですよね。あの人はええって言ってもろた とか何かあっちはこうらしいよとか、物すごく発展途上国的なんですよね。決めたんであ れば少なくともストレートな対象者は2号棟、3号棟の人たちですから。最新情報ですと こうなりましたと、そしたらさっき苦労して集めて出した人が文句言うかもしれませんが、 その周知の仕方が悪いことと、これ何でこの段階なんですか。これ県には県の県営住宅の 担当課がありますよね、そこで聞いたら県は大きい組織ですから県営住宅は県内にたくさ んありますよね、当然そういうケースもあるだろうという気がして県営住宅で聞いたら立 ち退きで引っ越す場合にはそういう書類を求めませんと。本来は立ち退きであっても新規 に市営住宅に入るんですから、新規入居として扱うけども、これはそういう場合は県が引 っ越してくれってお願いをしてるんですから、それはもらえませんよっていつもそういう やり方でやってますって言うんですよ。これ市が立ち退いてくれってお願いしてるわけで すよね。だから最大限の便宜を払うなり何なりしていいと思うんですけども、ひっそりな ぜこの時期にこんなもの決めたのか、その前の段階でこういうこと検討しないのかそうい うとこ決めたら決めたで隠してたらわからないじゃないですか。黙ってホームページに載 せてもホームページ見ないかもしれませんよ。高齢の方が多いですから。ルールって担当 課の言いわけのためにあるわけじゃないですからね。皆さんにおふれを出して、大竹市は こういうやり方で行政を進めますからねって、知っておいてくださいねっていうのがこう いうルールですから。何かのあらゆる段階で皆さん勘違いしてるんじゃないかと思います が、過去の、なぜこの時期に決めたのか、こういう検討はしなかったんですか。
- 〇議長(児玉朋也) 都市計画課長。

お願いします。

○都市計画課長(中司和彦) 今回のように公共事業に伴う移転であっても一旦は退去をし

た上で新たに入居していただくということになりますんで、通常の手続として連帯保証人を求めておったわけです。しかしながら、その手続を進めていく中でどうしても連帯保証人が見つからないんだというお話、申し出がありましたんで、今回そういった人を救っていくために要綱、要領を改正したものでございます。

- 〇議長(児玉朋也) もう一回いいですよ。 日域議員。
- **〇11番(日域 究)** これ決めて、26日でしょ。 3 週間まだたってませんけど、相当たって ますよね。その間ホームページに載せる時間、こともできたでしょうけども、何はともあ れこういう該当者ってあそこに十数人ぐらいしかいないわけ、もっと30人かな、いない わけですから、ほんで例えば第一ビルは皆さんの命を受けて手続してるわけじゃないです か。第一ビルのほうに苦情が来るわけですよね。第一ビルだってかなわないと思いますよ。 苦労して集めた人たちに対してはそれはありがとうでおわりですか。やっぱり物事が始ま る前に物事をちゃんと決めておかないと、そこで出した人、出さずに済んだ人っていう差 ができてくるとまたそこでひと悶着ありますから。こういうことは想定してなかったわけ ですね。県に尋ねたりもしなかったんですね。何でもかんでもすぐ聞くじゃないですかよ そに。私、昔に出初め式のときの市長の服装について廿日市市役所に聞いたことがあるん です。そしたら私が聞くより直前に、もう大竹市の消防から問い合わせがありましたって 笑ってましたけど。私が消防にかけて、次すぐ廿日市かけたら、大竹市消防がすぐ廿日市 に聞いてるわけです。あのぐらい近隣のまちとか県とか、何かあったらすぐ問い合わせを する、あるいは、悪いとは言いいませんよ、そういう習性とか行動様式をお持ちなんです けども、今回については県の対応と全然違いますよね、そこまで思いがめぐらなかったと いうことでいいんですか。責任者としてですけども、責任者は市長なんか課長なんか私は わかりませんけども、相当現場に混乱を生んでることは確かです。そのことについてどう 思われるか。最後それで結構ですからお答えください。
- 〇議長(児玉朋也) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(中司和彦) 今回のような公共事業に伴って移転を余儀なくされた方の連帯保証人の取り扱いについて、他の市町のほうにはちょっと確認はしておりません。しかしながら、今回そういった手続をしていく中でどうしても連帯保証人が難しいんだというお話がありましたんで、今回のような措置をとらさせていただいたところでございます。以上です。
- O議長(児玉朋也) これは終わりました。 もう一問、次お願いします。
- O11番(日域 究) さっきの件ですけど、フォローをよろしくお願いいたします。 谷和の件とLPガスの件というか、市長の答弁は一口で言えばいろんなケースがあるん で統一的なこういう方針でやるんだという方針を、基本方針を一言で示すことは難しいっ ていう話だったと思います。まあ、それはそうかもしれませんし、そこである意味言って 言えないこともないような気もしますが、そういう御答弁でしたよね。谷和の件について 言えば、それこそ市は関係ないですよね。1つには嵐谷の件があって、ああいうふうにな

ったら困るよねっていうのがあったっていうけども、この話はもっと前から言ってますか ら、嵐谷の件とこの間というのはどのぐらいですか。ほとんど、スタートは違いますけど も、物事が見えるようになったときにはもうこの話は進んでますから、あちらがあんなふ うになったのを知ってから、反対っちゅうことはないですわね、地元の人は今でもあんま りいいと思ってないみたいですけども、嵐谷のときのことを言えば廿日市が許認可権限持 ってる行政ですから。で、大竹市に同意が来ますよね、同意じゃない、意見を求めるんで すね。そのとき、1回目のとき皆さん意見なしでしたよね。私は去年6月議会で言ってし まったわけですけども、そしたら8月かな、次の設計変更のときには皆さんからたくさん かどうかはそれは私見てません。見てませんけども。注文がついたっていうふうに聞いて ます。やはりそこんとこがあるわけですよね、大竹市でもしそういう林野開発が始まると いうか、そういう申請が出たら相手は県ですよね、県が大竹市に意見求めてくる。そのと きに皆さんがどういう立ち位置で物を見るかです。やっぱり大竹市として大竹市の山です から、変なことされたら困るよねって変なこと起こらんように一生懸命こうしてほしい、 ああしてほしいっていう注文をつけるならいいですけども、嵐谷の例でいくと何にも言わ ないですよね。もちろん前の持ち主のこともありますよ。皆さん御存じですよね、だから 森友学園的な状況になったんかどうか知りませんけども、それがあってもうまいぐあいい かないと前の持ち主だっておもしろいことはないですよね。私今一番心配しているのは前 の持ち主さんだと思いますよ。自分が手放したもんが立派に完成したら、そらうれしいで すよ。いらなかってうれしいはずがないですから。やはり責任を持つことはあることを企 画したときにそれがちゃんと目的を達成していい結論で終わることが目的ですからね。い いがいいかんかもしれんけど、しょうがないけん黙っとこうというのは物すごく無責任な 態度です。

それにはそういう態度をとっていながらLPガスのほうは何かそれこそこれは大竹市が持ってる市営住宅の中の出来事ですから皆さん関係があるんですよ。普通は賃貸住宅的に考えれば業者決めるのは家主ですよ。でも大竹市の場合は違う違うって言われましたけど、さっきも供給受けるのは入居者です、入居してる方。ほんで供給するのはガス会社、ガス屋さん。大竹市はじゃあ、大竹市の権限っていうのは少ない、ほとんどない、ないことはないでしょうけども、アパートができて以来業者1回もかわってませんから、1回もかわってない中で価格が相当な差をもってるわけです。8割っていうか前回議会の資料の中で見たのが8割でした。その後変化しとると思いますが、大きくは変わってないです。ガス業者をかえる権限が市にあれば変えられたら困りますから、業者もあんまり高うはとれんよねってこう思うんですけど。自分たちがもう自分たちの島と思ってればそこで平気で、平気じゃないかもしれないけど、まあこれくらいはええかねって思いながら値段を、高い値段を維持しようと思ってもある意味当然ですよね。大竹市は、というか市営住宅をもってる大竹市として業者をとりかえるとか、金額についてとやかくゆうとかいう権限はないという解釈なんですか。そこんとこちょっと教えてください。

- 〇議長(児玉朋也) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長(中司和彦)** 今の既に入居されておるアパートにつきましては市のほうで

ガス料金を下げるとかいった交渉はできない、口出しはできないというふうに考えております。あくまでも契約の当事者である入居者全員の意思に基づいてそういった交渉がされないと個々にガス業者さんと契約されてますんで、ガスの解約についてもそうですし、全員が解約をしないとそのガス事業者さんを変えるということもできないというふうに考えております。

## 〇議長(児玉朋也) 日域議員。

〇11番(日域 究) 今ですね、御園2号棟、3号棟がもうじきなくなりますよね、そこに もガスの供給業者はいたわけですけども、その人たちのお客さんといいますか、営業の舞 台はこの3月で終わってしまうんかなと思いますけども、そのことについて大竹市がどう なんか私はわかりませんが、新6号棟に権利を引き継ぐことはしませんでしたよね。今訴 訟が起こってるように聞いてますけども、裁判をしてるのは相手は相手の会社の社長でし ょうね。裁判受けてるのは大竹市の代表たる入山市長だと思いますけども、そこで皆さん は何て主張してるか御存じですか。業者を決めるのは市役所の広範な権限だって主張して るんですよ。だから原告に対してあなたたちの主張は主張する権限はないんだっていうそ ういう論法ですよ。差異があり過ぎませんか。大竹市はさっきの分もそうですけど二枚舌 をよく使う役所だと思いますけども、便宜的にすぐペロッと要らんことを言うわけですよ。 そうするとすぐ次の場面でつじつまが合わなくなるんですけども、あの裁判では広範な権 限、広範は違うかもしれませんけど業者の選定は我々の権限だと。そもそも昭和のころか ら業者がいてずっとずっとそこで商売してるんですよ。で、よくLPの場合は設備のこと があって民間はかなりどぎついことやってます。なんやらかんやらで全部ガス屋さんに負 担させてそのかわりガスの供給させる値段も任せるって言って、エアコンから何から全部 ガス業者にやらせるっていうのをこれ広ガスの人から聞きました。だからそういうことが あれば別です。だけど市営住宅の場合は全てを市がつくって配管から何から全てつくって、 あとガスの供給とかメーターはもちろん業者のもんでしょうけども、そういう状態で変更 をお願いするにはすごくしやすい状況でもともと設計してますよね。市営住宅には目的が あるわけじゃないですか。住宅困窮者っていう言葉がいいかどうか知りませんが、市営住 宅っていうのは公営住宅法の目的をもってやってるわけですから。ガスの高い人は家賃よ り高いんですよ。そういうことも見ながらそれで全然変えない。裁判になったら我々に権 限があるんだって主張してですよね、そうじゃなければ業者と個人が契約してるんだから 我々は首を突っ込めませんってこれがまさに私が今、3問目で聞きたかったことですよ。 行政は民間の仕事、民間がいるときにどういう関与の仕方をするんだって、ちゃんと基本 方針示せって。やっぱりおかしいと思いますよ。もちろんガスの配管って共通ですから、 ガス屋さんを皆さんがばらばらでガスを買うわけにいきませんから、せめて一定期間ごと に、あんまり短かったら困りますから、ある程度長目でそのかわりそのとき入札するとか ですね、何かやったらいいと思います。権限があるんでしょ。そこんとこだけお願いしま す。

#### 〇議長(児玉朋也) 都市計画課長。

○都市計画課長(中司和彦) 先ほどお話がありました御園6号棟につきましては全くの新

設の建物ということで、入居者がそれぞれ別々のガス供給業者を選んでしまうということになりますとガスボンベであるとか供給設備を複数のガス業者さんが管理をするということになってしまいますんで、安全管理上支障があるということで今回は市のほうでガス業者さんを選定、6号棟についてはガス業者さんを市のほうで選定したというものでございます。既に入居者がありますアパートのガス供給業者も変更するということになりますと既に入居者さん個人が直接ガス供給業者さんとの間で契約を結んでおられますんで、ガス供給業者の変更等による契約の解除等につきましてはそれぞれ消費者さんの自由な意思に基づいて自主的な判断と自己責任において決定されるべきものであるというふうに考えておるところです。

### 〇議長(児玉朋也) 日域議員。

〇11番(日域 究) じゃ今課長の答弁を整理しますけど、要するに6号棟は入居者がいな いから、新築ですからね、だから便宜的に設置者である市が入居者に成りかわって業者を 選ぶんですと。極端に言えば仮選定ですよね。入居者が選んだんじゃなくて市が成りかわ ってやっただけですよね。それでずっとその仮契約で未来永劫いくんですか。これ行政を 舞台に商売してるわけですからエンドレスでずっと続くってことはあり得ないじゃないで すか。その結果がこの8割も高いっていうガス料金に反映してるんですよ。そのことをガ スを、市営住宅の運営を任されてる者としてどう考えますか。わしら知らないねっていう わけにいかんでしょう。そろそろ何とかしなくちゃいけない段階じゃないです。広範な権 限があるんだったら権限を行使していろいろやったらいいじゃないですか。それが市民に 対する責任じゃないです。下手したらまた裁判ですよ。こんな愚かな話でそんなトラブル を顕在化させないでほしいんですけども。片方では谷和の件で言えばですよ、わざわざ課 長さんから、もちろん課長さんだけじゃないですよ、いろんな人が行ってますけども、課 長っていうのは公務ですからね。ほかの連中は公務も何もないでしょうけども、大竹市の 課長が公務の時間に行ったっていうことは何か意味がなけりゃ行けないですよね。私はそ う感じました。そこまで業者の味方をするんかチェックを入れるんか私はわかりませんけ ども嵐谷の件を考えたら皆さんたちのやってることは業者の後押しじゃないかというふう にすら取れます。今回のこのガスについても皆さんは都市計画法で市営住宅の円滑な管理、 運営を担ってるんですよ、事務分掌条例にそう書いてありますよ。ガス屋さんの経営を所 掌しじゃないんですよ。いつかは部長もガス屋さんのって言われましたよね、もうしばら く大竹市の部長さんですけども、やっぱりそういう言動には気をつけてほしい。この8割 違うことについて都市計画課長はというか、市長はというか、どっちかな、建設部長さん もそうですけどね、皆さんはこれ放置するんですか。住民がどう思ってるか、市営住宅の アパート指定管理者についてすごい高い割合で皆さん満足してるっていう妙なデータを公 表したりしますけど、皆さんについてこの市営住宅のガスの金額がこんだけ違うことにつ いてどう思ってますかって入居者の意識調査というか、する気がありますか。見たくない からしませんか。どっちでしょう。もっと谷和を見に行くなとは言いませんよ、結構です よ谷和に行ってあげてほしい。しかし、すぐそこですよ御園市営住宅なんて。市の職員が 行ったっていう話、私聞いたことがないですよ。行って調べてほしいとお願いしたらどう

しますか。わしゃ知らんって言うなら言っていただいても結構ですけども、やはり市営住宅の目的がありますから。そこんとこはちゃんと考えてほしい。さっきの内規ですとかあれもそうですけども、やはり皆さんじゃない外部の人間が言うんです、市民が。人の気持ちがわからなくなったら公務員できませんよ。私はそう思いますけど。そういう例えば市営住宅の満足度調査をするんであれば、ガス料金が違うことも当然あってしかるべきですよね。そういう気があるかどうかをお答えください。お願いします。

- 〇議長(児玉朋也) 建設部長。
- **〇建設部長(坪浦伸泰)** 市営住宅におけますガス料金の調査についてでございますけれども、先ほど新設いたします6号棟に関しましては供用開始の面で市のほうが決定させていただいておりますけれども、既に供用開始している市営住宅におきましてはそのガス業者の選定やそれに伴う価格等の交渉については公である市が関与することはできないということで考えておりますので、今のところ特に調査をしてという考えはございません。
- 〇議長(児玉朋也) 日域議員。最後です。
- **O11番(日域 究)** 何かあの部長の最後の一言ですね。その責任については県に戻られてもついていきますからね。

それで、じゃあ今の現状どうするんだということについて、する気はありませんってあ しき状況を放置するんですっていうことなるんじゃないですか。それ知らないでいいわけ ですよね。そういう状況を知りながら、これはいろんな見方があるでしょうけども、さま ざまいますよさまざまいますから、極端なことを言えば同じ棟に住んでる人が同じ料金払 ってるかどうかもクエスチョンマークですよ。規制はないわけですから。そこにガス屋さ んで働いてる従業員の人が住んでたら、おまえ社員価格じゃけんねってわかりませんから。 いろんなことがあるんですけどもやっぱりそういうことはしてほしくないですよね、市営 住宅の中で。管理する総合的な、根本的な権限も責任もあるわけですから。こんだけ差異 がありながら放置していたっていったら、これは裁判して勝てるかどうか知りませんけど、 そんなことをさせないでほしい。これは極端な状況ですから。そこまで部長が断言された んでこれ以上言ってもしょうがないんかもしれませんが、これもし裁判になったとき部長 は大竹市の部長ではないと思います、その時点ではね。あんまりにも違和感がありますよ ね。厄介なのはわかります。相手がいますから。さっきの土地を買う話にしてもそうです けど、相手がいるんですよ何でも。相手がいることを相手を見つけて、交渉したり説得し たりたまには口論したりしながらするのが仕事じゃないですか。その厄介な仕事を全部皆 さん避けてるような気がするんですけども。坪浦部長は任期の関係がありますからもう一 回都市計画課長から答弁いただきたいと思います。

- 〇議長(児玉朋也) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(中司和彦) 自由料金ということでガス料金に価格差が生じているということだろうと思います。供給ガス会社さんの保安体制とかサービスとか供給戸数によっても違いが生じているんであろうと思われます。そういったこともありますんで、一概にガス料金が高いとか安いとかいうちょっと比較はできないのかなとは思います。そういったこともありまして、それでもなお料金が高いっていうふうに感じられるということであれる。

ばガスの直接契約をされておられます入居者の方においてお話をしてもらう必要があるというふうに考えております。ということで、市のほうでガス料金についてどうですかという調査をすることについては今のとこ考えておりません。

以上です。

○議長(児玉朋也) 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別 委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

それに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において3番、 賀屋幸治議員、4番、北地範久議員、6番、和田芳弘議員、7番、大井渉議員、8番、網 谷芳孝議員、9番、藤井馨議員、10番、山崎年一議員、そして私1番、児玉を含む8名を 指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、予算特別委員会に出席し、発言できることとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

日程第13~日程第19〔一括上程〕

議案第13号 大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について

議案第16号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第17号 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について

議案第18号 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について

議案第27号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第34号 平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)

〇議長(児玉朋也) 日程第13、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置 及び管理条例の制定についてから、日程第19、議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正 予算(第5号)に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長 網谷芳孝議員。

## 総務文教委員会議案審査報告書

平成30年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番号     | 件名                                   |      | 審査の結果 | 付託年月日    |
|--------|--------------------------------------|------|-------|----------|
| 議案第13号 | 大竹市阿多田防災コミュニティグラ<br>設置及び管理条例の制定について  | ウンド  | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第16号 | 大竹市手数料条例の一部改正について                    |      | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第17号 | 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴の一部改正について            | 仅条例  | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第18号 | 大竹市マロンの里設置及び管理条例の<br>改正について          | の一部  | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第27号 | 大竹市消防団員の定員、任免、給与、<br>に関する条例の一部改正について | 服務   | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定                    | 定につ  | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第34号 | 平成29年度大竹市一般会計補正予算<br>号)              | (第 5 | 原案可決  | 30. 3. 2 |

平成30年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

## ○総務文教委員長(網谷芳孝) それでは、総務文教委員長報告を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案8件につきまして、同日、委員会を開催し、審査を行いましたので、議案29号を除く7件の概要並びに結果について審査した順に御報告申し上げます。

まず議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてでございます。本件ではまず、「総務省では消防団員の年間の報酬について3万6,000円で地方交付税を算定しており、出動に当たる日額は7,000円としている。今回の5時間を超える出動で6,000円という報酬は少し少ないと感じるが、退職金などを計算したときに総務省の出しているような額になるのか伺う」との質疑に対し、「年報酬は総務省が示している額より少ない。消防力の両輪である消防団の定数確保は極めて大事なことで、消防団の事情や歴史的背景を分析した上で処遇改善について前向きに考えたい」との答弁

がございました。

次に、「大雨のときなど警報が続いたときの出動時間は最長でどの程度を想定しているのか伺う」との質疑に対し、「活動時の疲労等を考えると直接の活動は8時間程度を限度として、人員の交代などを検討していかなければならないと考えている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてでございますが、本件では、「管理はどのようにしているのかを伺う」との質疑に対し、「基本的な維持管理については年間数度の草刈りや簡易的な補修を阿多田の自治会に委託したいと考えている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、「これまでは条例に金額までうたっていたが、なぜ規則にかわるのか」との質疑に対し、「総合事業の訪問型サービス、通所型サービスについて説明する部分を国の要綱から規則に改めるものでお金を徴する部分について規則に委ねたわけではない」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)でございますが、本件ではまず、「ふるさと納税に係る事務手続においてピークである年末は現場も混乱していたのではないかと思うが、人手は足りたのか伺う」との質疑に対し、「平成28年度は総務課総務係の職員が年末年始出勤して対応した。平成29年度は12月初旬から1月下旬までの約2カ月間、臨時職員を1名配置したほか、年末年始は前年同様、総務課の職員が出勤し対応した」との答弁がございました。

次に、「今回の手すき和紙の里の工事は具体的にはどうする予定なのか伺う」との質疑に対し、「ドラム式のボイラーで和紙を乾燥させていた機械が故障したため、電熱式の大きな板のようなもので乾燥させる設備に変更する。また、水槽の表面を作業がしやすいように加工するほか、トイレのバリアフリー化や建物の一部を商品が展示できるような形にする」との答弁がございました。

次に、減収補てん債について「今回どういう税収が想定以上に伸びなかったのかを伺う」との質疑に対し、「大竹市の税収が伸びなかったのではなく、普通交付税の算定に際して、国が想定したほど税収が伸びなかったということになる。法人税割については国の推計のとおり伸びないということが多々あり、今年度減収補てん債を発行する予定として

いる」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について でございますが、本件につきましては質疑、討論はともになく、採決の結果、原案のとお りに可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について、議案 第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についての2件は関連がありますので、一括 して審査を行っております。

本2件では、「議案第18号の提案理由の中にマロンの里を効率的に運営し、また栗谷地域の活性化を継続的に推進するため本条例の一部を改正しようとするものであると書いてあるが、この2つを改正したらどういう活性化が見込めるのかと伺う」との質疑に対し、

「今回の条例改正により指定管理の期間を1年から3年とすることでマロンの里の運営に対し、これから長期の視点をもって取り組み、効率的に活性化に向けていろいろな知恵を出してやっていただけるものと期待している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可 決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長(児玉朋也) ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第29号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定につい

て

〇議長(児玉朋也) 日程第20、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者 の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、網谷議員には退席を願っておりますので御了承願います。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

総務文教副委員長、西村一啓議員。

## 総務文教委員会議案審査報告書

平成30年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番   | 号    | 件                       | 名         | 審査の結果 | 付託年月日    |
|-----|------|-------------------------|-----------|-------|----------|
| 議案第 | 第29号 | 大竹市三倉岳県立自然<br>理者の指定について | 公園休憩所の指定管 | 原案可決  | 30. 3. 2 |

平成30年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教副委員長 西村 一啓

〔総務文教副委員長 西村一啓議員 登壇〕

〇総務文教副委員長(西村一啓) 去る3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に付託いただきました議案8件のうち、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定については、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、網谷委員長の退席後に審査を行いましたので、その概要並びに結果について副委員長より御報告申し上げます。

本件では、「三倉岳県立自然公園協議会の会員数、会費はどういう状況なのか。また、会員は募集しているのか伺う」との質疑に対し、「一般会員が37名、特別賛助会員が23社 おり、個人会員は2,000円、特別賛助会員は1万円の会費となっている。総会の際に会員 募集の声かけを実施しており、昨年は1社ほど新規で入っていただいた」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案第29号の審査報告を終わります。

○議長(児玉朋也) ただいまの副委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(児玉朋也) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号を採決いたします。

本件に対する副委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

~~~~~

11時55分 休憩

13時00分 再開

~~~~~

**〇議長(児玉朋也)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21~日程第38〔一括上程〕

議案第14号 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

議案第15号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第19号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について

議案第20号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部改正について

議案第21号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第22号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第25号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関す る条例の一部改正について

議案第26号 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

議案第28号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第32号 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について

議案第33号 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について

議案第35号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第36号 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)

議案第37号 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第38号 損害賠償の額を定めることについて

〇議長(児玉朋也) 日程第21、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、から日程第38、議案第38号損害賠償の額を定めることについてに至る18件を一括議題といたします。

本18件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。

## 生活環境委員会議案審查報告書

平成30年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番号     | 件名  | 審査の結果 | 付託年月日    |
|--------|---|-------|----------|
| 議案第14号 | 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及<br>び運営に関する基準を定める条例の制定に<br>ついて       |       | 30. 3. 2 |
| 議案第15号 | 大竹市税条例等の一部改正について  | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第19号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の<br>一部改正について                         | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第20号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型<br>保育事業の運営に関する基準を定める条例<br>の一部改正について |       | 30. 3. 2 |
| 議案第21号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                                    | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第22号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                                      | 修正可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について       |       | 30. 3. 2 |
| 議案第24号 | 大竹市公園条例の一部改正について  | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第25号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内に<br>おける建築物等の制限に関する条例の一部<br>改正について    |       | 30. 3. 2 |
| 議案第26号 | 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正<br>について                             | 原案可決  | 30. 3. 2 |

| 議案第28号 | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更<br>について      | 原案可決 | 30. 3. 2 |
|--------|----------------------------------|------|----------|
| 議案第30号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について            | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第32号 | 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について           | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第33号 | 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について           | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第35号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補<br>正予算(第2号) | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第36号 | 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予<br>算(第2号)   | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第37号 | 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予<br>算(第3号)   | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第38号 | 損害賠償の額を定めることについて                 | 原案可決 | 30. 3. 2 |

平成30年3月5日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

[生活環境委員長 田中実穂議員 登壇]

**〇生活環境委員長(田中実穂)** それでは、3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案18件につきましては、3月5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査の概要並びに結果について審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおりに可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定についてでございますが、 本件では、「社会福祉協議会に指定管理をさせるとのことだが、当該施設は以前から保育 所的な運用をしているようである。児童福祉法の改正を受け、認可外保育所に該当する場 合は届け出の必要があるが、児童館の運用実態と位置づけ、法的整理をどのように考えて いるか伺う」との質疑に対しまして、「阿多田児童館は設置当初から児童福祉法第24条の ただし書きに基づき、いわゆる『特殊な地域』において保育所的な運営を児童館として行 ってきたという経緯がある。法改正により平成27年4月にただし書きがとれた時点で県に 確認したところ、従来の児童館的運営に大きな変更はないとの見解でもあり今に至ってい る。現在、保育所等の再編計画を策定中で、各保育所の基本方針を検討しているところで ある。その中で児童館の運営の考え方についても一緒に検討しており、本3月議会中にお 示ししたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について、 議案第21号大竹市国民健康保険条例の一部改正について及び議案第28号広島県後期高齢者 医療広域連合規約の変更についての3件でございますが、本3件はいずれも質疑、討論と もになく、採決の結果、原案のとおりに可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、本件では、「債務負担行為の補正として特定健康診査等に要する費用及び人間ドック等に要する経費ともに増額となっているが、理由を伺う」との質疑に対しまして、「特定健康診査、人間ドックいずれも受診者がふえている状況であり、当初設定をした債務負担行為額では予算不足が生じることが見込まれるので、増額補正を行うものである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第37号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおりに可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本件では、「条例案の第32条第3項において指定居宅介護事業者は利用者から支払いを受ける計画費、その他利用料に関する記録を当該提供の完結の日から5年間保存しなければならないと規定しているが、その理由を伺う。また、同条第2項では介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等の連絡調整や台帳等の記録については2年間保存としているが、これを5年に合わせる必要はないのか伺う」との質疑に対しまして、「国の基準においては2年間保存とされているが、例えば介護報酬の加算を誤って請求していたことがわかった場合などに返還を請求できる時効が5年間であるため、関連書類を事業所にも5年間保存してもらうべく独自に規定するものである。また、利用料に関する記録が5年間あればこうした場合に対応できるものと考え、同条第2項に規定する記録については国の基準どおり2年間保存としている」との答弁がございました。

次に、「第4条に要介護状態になった場合においてもその利用者が居宅において自立した生活を営むことができるように配慮して行なうるものでなければならないと規定をされているが、本人の意向ではなく経費、施設などの事情で居宅支援とされることがないか心配される。ケアマネジャーの判断もあると思うが、利用者への支援に対する考え方を伺う」との質疑に対しまして、「要介護認定を受けた方に対してはケアマネジャーが本人の意向、希望を踏まえ、みずからがもつ知識を加味し助言をしながら計画を立てることにな

る。施設を希望される場合も適切であれば協力しなければならないことになっている。ただし、サービスを組み合わせることで居宅で十分生活できるようであれば、本人の同意を 得ながらサービス計画を立て、支援することになる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では初めに委員会から資料要求のあった、第6期の所得段階のまま変更せずに第7期の保険料を試算した場合の介護保険料の比較の表について、追加の説明がありました。

続いて質疑に入り、「まず追加の配付資料の試算については所得段階を第6期の基準のままとすること以外の条件は変更されていないか伺う。また国の基準と他市の状況の説明があったが、他市は状況により設定の仕方にばらつきがあるようである。国の基準に合わせなくてもペナルティーはないのか伺う」との質疑に対しまして、「この試算については介護給付費準備基金からの繰入額などの条件は一切変えていない。また、基準を市独自に設定することについて、国からのペナルティーは特にない」との答弁がありました。

次に、「保険料の設定の際に国が示す基準はどのように示されているのか伺う。また所得税などと異なり、所得の1円の差で段階が変わることにより保険料額が大きく増減する場合があることについて、調整ができないのか伺う」との質疑に対して、「国の基準は介護保険法施行令で定められており、具体的な金額は同施行規則で定められている。これを変えることは可能であり、ペナルティーはないが『国に定める額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合』に変えることができるとされているため、議案では国の基準どおりとして提案をしている。また、第8段階と第9段階については基準に合わせれば減額になる方がいる。このケースで国の基準に合わせず変更するとした場合が、

『適当でないと認められる特別の必要がある場合』に該当するかどうか考慮し、その上で 国の基準に合わせるという判断をし、提案をしている。所得段階のほか、保険料率につい ても特別の理由があれば国の基準から変えることができるため、一定の細分化は可能だが、 段階的に保険料を定めるという仕組みは介護保険法施行令で定められているため変更でき ない」との答弁がございました。

次に、「議案における保険料の提案については減額と増額の方の差が大きいと感じた。 今回は第6期の所得段階のままとする試算のとおりとすれば、増減の幅も少なく理解をしてもらいやすいと思う。当面第7期を第6期どおりとして国の基準に合わせていくよう調整を加えていくことは可能であるか伺う」との質疑に対しまして、「第7期の3年間でそうした調整をしていくのは難しい。3年後の第8期のときに国の基準がどのようになるのか不明であるが、その際改めて国の基準に合わせるかどうかの判断をすることになるものと考えている」との答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結した時点で2名の委員から修正案の提出がございました。修正案の趣旨は第7期における介護保険料を第6期と同じ所得段階で算出したものとするよう修正をするというものでございます。修正案はお手元の審査報告書に添付しております。

次に、提出者から趣旨の説明がございました。その内容は、「執行部が提案の第7期に おける介護保険料については本人課税で合計所得金額400万円未満の段階について、国の 示す基準に合わせて算出するというものである。執行部の提案どおり所得段階を変えると 第6期から第7期への移行で所得段階が変更する方がおり、これに該当する場合、他の所 得段階の方と比較して増減の幅が大きくなる。特に合計所得金額120万円から125万円の方 は年額6,293円の増額となり、基準となる第5段階の方の204円と比べ30倍以上の増額とな る。また執行部の説明では第7段階における合計所得金額190万円以上200万円未満の方は 1万1,790円減額になるということであるが、増額となる方と減額となる方の差が1万 8,000円ほどになり、非常に大きいと感じた。同じく執行部の説明では、『基準の保険料 が余り変わらないように工夫したことで市民の理解も得られるのではないか』といった提 案であり、『所得段階を国の基準に合わせたい』ということであった。今回第6期と同じ 所得段階で保険料を試算した結果の表では保険料の増額が第1段階では48円でありそこ から順次段階ごとに多くなり一番所得の高い第11段階では178円の増加であった。この試 算の結果の改定であれば所得段階間の不公平感もなく、多くの市民の皆さんに理解をいた だけるのではないかと考えた。国の基準に合わせないことでペナルティーを課せられるこ とはないという説明もあった。また他市でも本人課税で合計所得金額120万円から125万の 所得段階について国の基準とは異なる設定をしている市もあるということであった。国の 基準に合わせることで事務の効率化が図れるということも理解はできるが、保険料の改定 に当たっては特に所得の低い層の方への配慮をしていただければと考え、本修正案を提案 する」というものでした。

本修正案に対する委員への質疑を求めたところ、「この修正案では議案第22号の改正条例文におけるどの部分を改正しようとするものか」との質疑に対しまして、「第7期の保険料を第6期の所得段階を用いて試算された配付資料のとおり保険料及び所得段階を修正しようとするものである。執行部の提案では第4条の改正条例文の文中において所得段階別の保険料に係る部分については、例えば第1段階のところでは同項第1号中3万138円を3万240円に改め、とされているところを3万186円と修正しており、以下段階順に修正をしている。また、所得段階に係る部分については同じく第4条の改正条例文中において、同号ア中が125万円未満をから120万円未満に改めのところを125万円に戻すよう修正するなど、改正前の第6期の所得段階のままとなるよう修正をしている」との答弁がございました。

質疑を終結し、原案及び修正案の一括討論に入りましたが討論はなく、修正案を起立により採決、次に修正案を除く原案を簡易採決によりそれぞれ行った結果、本件は修正可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び議案第32号大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定についての2件でございますが、本2件は質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおりに可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市公園条例の一部改正についてでございますが、本件では

「本市において運動施設の敷地面積の割合が50%を超える公園は何カ所あるのか伺う」との質疑に対しまして、「市内では現在50%を超える公園はない」との答弁がございました。 次に「都市公園においては運動施設のほかに何か制限があるのか伺う」との質疑に対しまして、「都市公園に設置するものは休憩所や建築物、遊戯施設や噴水等があるが、建築物の面積要件について定められている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおりに可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第26号大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「実際に認知症や障害などで収入申告の提出が困難という事例はあったのか伺う」との質疑に対しまして、「入居者に対しては毎年6月ごろに申告の依頼をしており、当初の期限においてはある程度未提出もあるが、電話や文書などで再度依頼をすることで平成29年度及び平成30年度については全員から提出を受けている」との答弁がありました。

次に「条例における認知症である者とはどのように判断するのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的には医師の診断書で判断することとなっている。診断書がないため確認できない場合は福祉部局等と連携をとり、医療、介護等の職務に従事している職員の意見など聞き取り調査をした上、認知症に準ずるものとして判断していくこととなる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第36号平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおりに可決すべきものと決しております。

続きまして議案第38号損害賠償の額を定めることについてでございますが、本件では、「損害賠償額は保険から支払われるものであると思うが、損害賠償の支払いがあったことがわかるよう、決算書にも記載されたほうがよいと考える。記載されないのであればその理由を伺う」との質疑に対しまして、「市有物件共済金の保険に加入しておりその保険金は市の会計を通さずに直接相手方に支払われるために、決算書には記載されない。しかし、市が当事者であることに変わりはないため保険金額が100万円以下の場合、議会の委任を受けて市長が専決し、議会に報告を行っておる。今回のように100万円を超える場合は議案として議会の議決をいただいており、議会の関与なしに終わってしまうことはない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「年度途中に減免対象となる場合は月割り額で適用されるのか」との質疑に対しまして、「軽自動車税は年額で設定されており、月割り額での減免の適用はない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「大竹市において小栗林集会所のほかに指定管理者制度を導入している集会所は幾つあるのか」との質疑に対しまして、「本市においては松ケ原町集会所と木野集会所についても指定管理者制度を導入している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案18件の審査報告を終わります。

○議長(児玉朋也) ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本18件のうち議案第22号を除く17件を一括採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本17件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、本17件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正についてを起立により採決いたします。 本件に対する委員長の報告は修正であります。まず、委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

〇議長(児玉朋也) 起立多数と認めます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く その他の部分について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

議事の都合により3月14日から3月25日までの12日間、休会いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、3月14日から3月25日までの12日間、休会することに決定いたしました。 お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、本会議終了後、直ちに第1委員会室において正副委員長互選などのため、予算特別委員会を開催いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。

関係者はお含みの上、御参集ください。

3月26日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。

お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

13時25分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月13日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 藤 井 馨